

明石の史跡（55）重代の家器



寛保甲子（きのえね）の年に、明石藩士森田七郎右衛門堅定なる者が、旅立っている（東播秘談坤10／講座明石城史568－9頁）。彼は藩主（松平直純）の傅（おもり役＝岩波日本語表現辞典）や、大坂留守居役などをつとめた人物で（同書548・528頁）、寛保甲子は、2月21日に延享元年と改元しているので、それ以前に死去したことになる。葬儀の直後にちょっとしたトラブルが発生。才智ある藩士がそれを適切に解決する話である。

菩提寺である長寿院（人丸町）で無事に葬送の儀式が終了。式場に飾られた武具等を持ち帰ろうとした時、祖順方丈よりストップがかけられた。理由は、「諸道具うけかへし」と称して、小額の銀子を納めたところ「其価はなはた輕微」だったのが真相で、遺族一同会議を開いて対応をはかる。

その場にいた郡代の下役一立田戸右衛門が、一肌ぬぐことになる。葬儀の場に諸道具を展示するのは承知している。しかしそのまま寺に留置されるのは、代々受け継がれた道具だけに忍びないものがある。そこで具足（甲冑）は箱のみ、槍・刀は木竹を白紙でまいたものを使用する。要するに代替品でもって行こうという提案をした結果、無事に落着となる。あらためて立田戸右衛門の才智が、評価されるのである。

武士にとって「重代の家器」、すなわち什物（武具・系図・文書等）は、当主が代々相伝してきたものである。相伝することが家督相続者として認定された。近世の大名・旗本の諸家は、大切に保持しつづけてきた歴史がある（岡崎寛徳著「家督相続・改易・再興と什物の相伝」日本歴史670.参照）。一般の武士も同様であることがわかると同時に、18世紀の中頃における藩士の経済生活の一端がのぞき見できる話でもある。